

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

条例第 7 号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和 32 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

第 10 条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 3 項を次のように改める。

3 扶養手当の月額、前項第 1 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 13,000 円、前項第 2 号から第 5 号までのいずれかに該当する扶養親族については、1 人につき 6,500 円とする。

第 11 条第 1 項第 2 号中「前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号」を「前条第 2 項第 2 号若しくは第 4 号」に改める。

第 11 条の 4 第 3 項中「国又は他の地方公共団体の職員であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)」を削り、同条を第 11 条の 5 とする。

第 11 条の 3 第 2 項中「55,000 円」を「150,000 円」に改め、同条を第 11 条の 4 とする。

第 11 条の 2 第 1 項第 2 号中「第 11 条の 4」を「第 11 条の 5」に改め、「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)」を加え、同条を第 11 条の 3 とし、第 11 条の次に次の 1 条を加える。

(地域手当)

第 11 条の 2 職員に地域手当を支給する。

2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の合計額に 100 分の 4 を乗じて得た額とする。

第 17 条第 1 項中「月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」

を加える。

第 19 条第 4 項中「月額」の次に「並びにこれらに対する地域手当の月額」を加え、同条第 5 項中「月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第 20 条第 2 項第 1 号中「月額」の次に「及びこれらに対する地域手当の月額」を加え、同条第 3 項中「月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第 21 条の 2 第 1 項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第 2 項中「週休日又は休日等以外の日の午前 0 時から」を「午後 10 時から翌日の」に改め、「5 時までの間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第 22 条の 2 中「及び第 10 条から第 11 条の 2 まで」を「、第 10 条及び第 11 条」に改める。

第 23 条第 2 項から第 4 項までの規定中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 (第 3 条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	

15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600

45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500		
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800		

76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200
86	256,000	297,100	346,000		
87	256,300	297,400	346,400		
88	256,600	297,700	346,800		
89	256,900	298,000	347,000		
90	257,200	298,300	347,400		
91	257,500	298,600	347,800		
92	257,800	299,000	348,200		
93	258,100	299,200	348,400		
94		299,400	348,800		
95		299,700	349,200		
96		300,100	349,500		
97		300,300	349,800		
98		300,600	350,200		
99		301,000	350,600		
100		301,400	351,000		
101		301,600	351,500		
102		301,900	351,900		
103		302,200	352,300		
104		302,500	352,700		
105		302,700	353,200		

	106		303,000	353,600				
	107		303,300	353,900				
	108		303,600	354,200				
	109		303,800	354,700				
	110		304,200					
	111		304,600					
	112		304,900					
	113		305,100					
	114		305,300					
	115		305,600					
	116		306,000					
	117		306,200					
	118		306,400					
	119		306,700					
	120		307,000					
	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年前 再任用 短時間 勤務職員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

(太子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 太子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「通勤手当」の次に「、地域手当」を加える。

第6条中「第11条の3」を「第11条の4」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の地域手当)

第6条の2 給与条例第11条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

第 12 条中「月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第 14 条第 4 項中「得た額」の次に「に、当該額に給与条例第 11 条の 2 第 2 項に定める割合を乗じて得た額を加算した額」を加える。

第 24 条中「第 11 条の 3」を「第 11 条の 4」に改める。

(太子町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 3 条 太子町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 42 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(地域手当)

第 5 条の 2 地域手当は、職員に対して給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額を基準として支給する。

第 17 条中「及び第 6 条」を削る。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 4 条 職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条の表中「第 11 条の 3」を「第 11 条の 4」に改める。

(職員の定年延長に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第 5 条 職員の定年延長に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 4 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条中「附則第 9 条第 2 項」を「附則第 9 条第 6 項」に改め、同条第 7 項中「及び第 10 条から第 11 条の 2 まで」を「、第 10 条及び第 11 条」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(号給の切替え)

第 2 条 令和 7 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日においてこの条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例別表第 1 の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(令和 8 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第 3 条 切替日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における第 1 条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）

第 10 条の規定の適用については、同条第 2 項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者 (6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第 3 項中「13,000 円」とあるのは「11,500 円」と、「とする」とあるのは「、前項第 6 号に該当する扶養親族については 3,000 円とする」とする。

(令和 8 年 3 月 31 日までの間における地域手当に関する経過措置)

第 4 条 切替日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における地域手当の月額、改正後の給与条例第 11 条の 2 の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、100 分の 2 を乗じて得た額とする。

(委任)

第 5 条 附則第 2 条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表 号給の切替表 (附則第 2 条関係)

行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6

23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43

60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90				
95	91				
96	92				

97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				